

# 衆議院内閣委員会ニュース

平成 23.6.8 第 177 回国会第 13 号

6 月 8 日（水）第 13 回の委員会が開かれました。

## 1 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案起草の件

- ・岸本周平君外 4 名（民主、自民、公明、共産、みんな）から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者岸本周平君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・提出者岸本周平君に対し発言がありました。
- ・衆議院規則第 48 条の 2 の規定により、内閣の意見を聴取したところ、玄葉国務大臣から「政府としては異存ない」旨の発言がありました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。（賛成 - 民主、自民、公明、共産、みんな）

（発言者及び主な発言内容）

### 遠山清彦君（公明）

- ・現行制度において N P O 法人の認定の審査は 6 か月以内に行うこととされているが、改正後の認定・仮認定においてもこの審査期間は維持されるか。
- ・現行制度において原則として書類審査により行うこととされている再認定手続は、改正後も同様に担保されるか。
- ・認定取消を受けた法人（A）の理事であって、その取消事由に関与した者が、他の法人（B）でも理事を務めている場合、法人（B）は、所轄庁が認定を取り消さなければならない義務的取消の対象となるか。
- ・認定基準の一つに「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する事業活動を行っていないこと」とあるが、政策提言や特定の法律制定の要請等を行うことは、これに含まれるか。